

関係人口の創出・拡大に関する関係省庁連絡会議の開催について

令和5年3月16日
関係省庁申合せ

1. 「デジタル田園都市国家構想総合戦略」（令和4年12月23日閣議決定）において、「人の流れをつくる」とともにデジタルの力を活用した地方の社会課題解決・魅力向上を図るため、特定の地域に継続的に多様な形で関わる関係人口の創出・拡大に取り組むことが位置づけられたことを踏まえ、関係省庁間の緊密な連携を確保し、施策の円滑な実施を図るため、関係人口の創出・拡大に関する関係省庁連絡会議（以下「連絡会議」という。）を開催する。

2. 連絡会議の構成員は、次のとおりとする。ただし、議長が必要と認めるときは関係行政機関の職員その他関係者の出席を求めることができる。

議長 内閣官房デジタル田園都市国家構想実現会議事務局長
構成員 内閣官房デジタル田園都市国家構想実現会議事務局長
総務省大臣官房地域力創造審議官
農林水産省農村振興局長
国土交通省国土政策局長
観光庁次長

3. 連絡会議の下に幹事会を置く。幹事会は、関係省庁の職員で議長の指名する官職にある者で構成する。

4. 連絡会議の庶務は、関係省庁の協力を得て、内閣官房デジタル田園都市国家構想実現会議事務局において処理する。

5. 前各項に定めるもののほか、連絡会議の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。

附 則

連絡会議の開催に伴い、関係人口の創出・拡大に関する関係省庁連絡会議の設置について（令和2年3月関係省庁申し合わせ）は廃止し、これまで同会議で決定した事項及び検討した事項等については、連絡会議に引き継がれるものとする。